

生駒市地域活動応援補助金「まちなわ」交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、多様化・複雑化する地域課題の解決に向けた公益的な活動（以下「地域活動」という。）が生駒市内で発展・促進することを目的に、地域活動に取り組む団体に対して予算の範囲内で補助金を交付することに関し、生駒市補助金等交付規則（平成20年10月生駒市規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第2条 補助金の交付の対象となる団体（以下「補助対象団体」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす団体とする。

- (1) 主として生駒市内で活動している、又は活動を始めようとしている非営利の団体
- (2) 構成員が3人以上で、その半数以上が生駒市内に在住、在勤又は在学する18歳以上の者で構成する団体
- (3) 交付決定後、継続して公益活動を行う見込みがある団体

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる団体は補助金の交付対象にしないものとする。

- (1) 特定の政治、宗教、思想もしくは政策等の普及又は反対を目的とした団体
- (2) 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦し、支持し、又は反対することを目的とする団体
- (3) 暴力団の統制下にある団体や暴力団員を構成員に含む団体
- (4) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付を受けることが適当でないと市長が認める団体

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす事業とする。

- (1) 補助対象団体自らが自主的かつ自立的に行うもの
- (2) 不特定多数の利益の増進に寄与する公益的なもの
- (3) 主として生駒市内で営利を目的とせずに行われるもの
- (4) 事業効果に持続性及び発展性が認められるもの

(5) 発展応援コースは、公益活動に1年以上取り組んでいる団体が行う新たな事業

(6) 法令に適合するもの

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は補助金の交付対象にしないものとする。

(1) 国及び奈良県、生駒市、その他公共団体が交付する他の補助制度や委託事業等の対象となるもの、又は対象となる予定のあるもの

(2) 地域課題の解決を目的としない教室やイベント・講座

(3) 構成員や町内、サークル等を対象にした親睦又は趣味的な活動、会員の勧誘を主たる目的とするもの

(4) 物品の購入や施設整備のみを目的としたもの

(5) 発展応援コースは、過去に実施した事業又は過去から実施されている継続的な事業

(6) 事業の全てを他者に委託するもの

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に直接関係する経費で次のとおりとする。

費目	対象となる経費
報償費	①外部講師・専門家への謝礼・旅費など…補助対象経費の2分の1以内を上限とする。 ②団体構成メンバーやボランティアへの謝金…1回（約2時間）あたり1,000円程度とする。
旅費	団体構成メンバーやボランティアへの交通費。公共交通機関の実費相当額を対象とする。
消耗品費	事務用品費や原材料費、資料など取得単価2万円未満（税込）の物品。食糧にかかる経費は対象外であるが、事業実施に必要不可欠と認められるものに限り対象とする。
印刷製本費	チラシ、ポスター等の印刷および製本費、写真プリント代、コピー代など
通信運搬費	郵便料、宅配料、振込手数料など
委託料	デザイン、動画作成、警備、広告費、イベント実施等に伴う臨時的な電気工事など団体では対応できない専門的な技術、知識等が必要な業務を外部に発注する費用。補助対象経費の2分の1以内を上限とする。

保険料	ボランティア保険、行事保険など
使用料及び賃借料	会場使用料、車両・機材等の賃借料など
備品購入費	事業の実施に必要不可欠な取得単価2万円以上（税込）の物品で、複数の事業者からの見積書によって金額の妥当性を判断できるもの。補助対象経費の2分の1以内を上限とする。汎用性の高い備品は対象外であるが、事業実施に必要不可欠と認められるものに限り対象とする。
その他	上記以外の経費で市長が適当と認めるもの

（補助金の額及び種別）

第5条 補助率及び種別は、次のとおりとする。

補助の区分	補助対象と補助回数	補助率と上限額
立ち上げ応援コース	地域活動に取り組んでおおむね3年未満の団体が行う事業。補助を受けられる回数は2回とする。	補助対象経費の総額に5分の4を乗じて得た額とし、10万円を限度とする。
発展応援コース	地域活動に取り組んで1年以上の団体が行う新事業。補助を受けられる回数は3回とする。	補助対象経費の総額に5分の3を乗じて得た額とし、30万円を限度とする。

- 2 補助金の額は、事業に要する経費から当該事業に係る収入額を控除した額と、補助対象経費に前項に掲げる区分に応じた補助率を乗じて得た額（その額が上限額を超える場合にあっては上限額）を比較していずれか少ない方の額（その額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

（交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、地域活動応援補助金「まちのわ」交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長が指定する日までに市長に提出しなければならない。

- （1）補助対象事業に係る事業計画書
- （2）補助対象事業に係る収支予算書
- （3）団体概要調書
- （4）その他市長が必要と認める書類

- 2 申請者が補助金の交付決定前に事業を実施又は完了した場合は、補助金の交付を受けること

ができない。ただし、やむを得ない事由により、交付決定前に事業を実施しようとする場合において、申請時に事前着手届（様式第2号）を市長に提出したときは、この限りではない。

（交付の決定）

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金の交付を決定し、地域活動応援補助金「まちのわ」交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。この場合において、市長が補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付することができる。

2 市長は、補助金を交付することが適当でないと認めるときは、速やかにその旨を申請者に通知するものとする。

（変更の申請等）

第8条 補助対象団体は、補助金の交付決定後、補助対象事業内容の変更若しくは各費目において予算額以上の支出が発生する場合（市長が定める軽微な変更を除く）、又はやむを得ない事情により補助対象事業を中止するときは、地域活動応援補助金「まちのわ」事業変更・中止承認申請書（様式第4号）にその内容が分かる書類を添えて市長に提出し、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、これを審査するとともに、承認すべきものと認めるときは、地域活動応援補助金「まちのわ」事業変更・中止承認通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、補助対象事業の内容の変更若しくは補助対象経費の配分の変更又は中止が適当でないと認めるときは、速やかにその旨を申請者に通知するものとする。

（指示及び遂行状況の報告）

第9条 市長は、補助対象団体に対し、必要な指示をし、又は補助対象事業の遂行状況について報告を求めることができる。

（実績報告等）

第10条 補助対象団体は、補助対象事業が完了したとき（補助対象事業の中止の承認を受けた

ときを含む)は、完了した日から起算して1か月後を経過する日又は事業実施年度の末日のいずれか早い期日までに、地域活動応援補助金「まちのわ」実績報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 補助対象事業に係る事業報告書
- (2) 補助対象事業に係る収支決算書
- (3) 領収書及び契約書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類
(額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合においては、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、地域活動応援補助金「まちのわ」金額確定通知書(様式第7号)により補助対象団体に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第12条 前条の規定による通知を受けた補助対象団体が補助金の交付を受けようとするときは、地域活動応援補助金「まちのわ」交付請求書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、補助対象団体に対し補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の行為により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 第7条の規定により市長が付した条件に違反したとき。
- (4) 第9条の規定による市長の指示に従わなかったとき、又は報告を拒み、忌避し、若しくは妨げたとき。

(5) 法令等又は法令等に基づく市長の処分に違反したとき。

(6) 規則第4条の2各号に掲げる者に該当することが判明したとき。

(補助金の返還)

第14条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合には、当該取消しに係る部分に関し既に交付した補助金の返還を命ずるものとする。

(財産の処分の制限)

第15条 補助対象団体は、補助対象事業により取得し、又は効用が増加した財産（以下「取得財産」という。）については、市長の承認を受けずに、処分（補助の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう。以下同じ。）をしてはならない。

2 補助対象団体は、取得財産については、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

3 市長の承認を受けて取得財産を処分することにより、収入があったときは、市長は補助対象団体に対し、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

(施行の細目)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

(生駒市地域・社会活動創出支援事業補助金交付要綱の廃止)

3 生駒市地域・社会活動創出支援事業補助金交付要綱（以下、「旧要綱」という。）は、廃止する。

(経過措置)

4 旧要綱の規定による補助金の交付を受けている者については、旧要綱第11条、第13条、第14条、第15条及び第16条の規定は、この要綱施行後でも、なおその効力を有する。

様式第1号(第6条関係)

年 月 日

生駒市長 様

申請者 団体名
代表者氏名
団体所在地

生駒市地域活動応援補助金「まちのわ」交付申請書

生駒市地域活動応援補助金「まちのわ」交付要綱第6条の規定により、補助金の交付を受けたいため、次のとおり申請します。

コース名 (コース名に ☒)	☐ 立ち上げ応援コース ☐ 発展応援コース
事業の名称	
事業開始・完了予定日	年 月 日 ~ 年 月 日
申請する補助金額	円
同一事業の過去の採択回数	回

添付書類

- ☐ 事業計画書(別紙1)
- ☐ 収支予算書(別紙2)
- ☐ 団体概要調書(別紙3)
- ☐ 交付決定日より前に経費を申請する場合は事前着手届(様式第2号) (あり・なし)
- ☐ 構成員名簿の写し(役職、在住・在勤・在学の別がわかるように記載)
- ☐ 規約、会則、定款等の写し
- ☐ 申請前年の団体の収支決算がわかる書類 (あり・設立初年度のためなし)
- ☐ 複数事業者からの見積り (あり・2万円以上の備品購入予定がないためなし)

年 月 日

生駒市長 様

申請者 団体名

代表者氏名

団体所在地

生駒市地域活動応援補助金「まちのわ」事前着手届

当団体が申請する生駒市地域活動応援補助金「まちのわ」に係る事業について、交付決定前に着手しますので、届け出ます。なお、申請事業が交付決定されない場合も異議を申し立てないことを誓約します。

事前着手の理由 ※該当するものに ☒	☐ 事業目的の完遂のためには、速やかな事業実施が必要なため ☐ その他 (理由)
着手(予定)年月日 ※事前準備を含む事業開始日	年 月 日

様

生駒市長

生駒市地域活動応援補助金「まちのわ」交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました生駒市地域活動応援補助金「まちのわ」について、下記のとおり交付することに決定いたしましたので、生駒市地域活動応援補助金「まちのわ」交付要綱第7条第1項の規定により、通知します。

記

交付決定額 金 _____ 円

1 この補助の対象となる事業、その内容及びこれに要する経費の配分は生駒市地域活動応援補助金「まちのわ」交付申請書(様式第1号)のとおりとする。

2 次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ市長の承認を受けること

(1)補助事業の内容もしくは補助対象経費の配分の変更(市長が定める軽微な変更を除く)をする
場合

(2)補助事業を中止する場合

様式第4号(第8条関係)

年 月 日

生駒市長 様

申請者 団体名
代表者氏名
団体所在地

生駒市地域活動応援補助金「まちのわ」事業変更・中止承認申請書

年 月 日付生市セ第 号で交付決定を受けた生駒市地域活動応援補助金「まちのわ」
にかかる事業について、変更 ・ 中止 したいので、次のとおり申請します。

事業の名称				
変更の理由				
変更の内容				
交付申請額	変更後		変更前	
		円		円

添付書類

- ☐ 事業変更・中止後の事業計画書(別紙1)
- ☐ 事業変更・中止後の収支予算書(別紙2)

様式第5号(第8条関係)

文 件 番 号

年 月 日

様

生駒市長

生駒市地域活動応援補助金「まちのわ」事業変更・中止承認通知書

年 月 日付で申請のありました生駒市地域活動応援補助金「まちのわ」事業変更・中止承認申請について下記のとおり承認しましたので、生駒市地域活動応援補助金「まちのわ」交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

記

1 事業名称

2 変更内容

年 月 日

生駒市長 様

申請者 団体名
代表者氏名
団体所在地

生駒市地域活動応援補助金「まちのわ」実績報告書

年 月 日付生市セ第 号で交付決定を受けた生駒市地域活動応援補助金「まちのわ」に係る事業実績について、生駒市地域活動応援補助金「まちのわ」交付要綱第10条の規定により、次のとおり報告します。

事業の名称	
事業実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日
申請する補助金額※	円

※収支決算書の地域活動応援補助金の金額を転記してください。

添付書類

- ☐ 事業報告書(別紙4)
- ☐ 収支決算書(別紙5)
- ☐ 出納帳と対応した通し番号が振られた領収書(A4 用紙に添付したもの)及びあれば契約書の写し
- ☐ 出納帳
- ☐ 謝礼支払い台帳 (あり ・ なし)
- ☐ 交通費台帳 (あり ・ なし)
- ☐ 参考資料(記録写真、チラシ、新聞記事、10 万円以上の備品を購入していれば備品台帳など)

様式第7号(第11条関係)

文 件 番 号
年 月 日

様

生駒市長

生駒市地域活動応援補助金「まちのわ」金額確定通知書

年 月 日付生市セ第 号で交付決定をしました生駒市地域活動応援補助金「まちのわ」について、下記のとおり確定しましたので通知します。

記

補助金確定額 金 _____ 円

様式第8号(第12条関係)

年 月 日

生駒市長 様

申請者 団体名
代表者氏名
団体所在地

生駒市地域活動応援補助金「まちのわ」交付請求書

年 月 日付生市セ第 号で交付額確定の通知を受けた生駒市地域活動応援補助金「まちのわ」について、生駒市地域活動応援補助金「まちのわ」交付要綱第12条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

- 1 交付確定額 金 円
- 2 請求金額 金 円
- 3 振込口座

金融機関名	銀行	支店
預金種別	普通(総合)	・ 当座 預金
口座番号		
フリガナ 口座名義人		